

東京学芸大学電気工作物保安規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成14年 6 月26日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成14年規則第 3 号

東京学芸大学電気工作物保安規則の一部を改正する規則

東京学芸大学電気工作物保安規則（平成 2 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第74条第 4 項において準用する法第52条第 1 項」を「第42条第 1 項」に改める。

第 3 条第 3 号中「その職務を代行する者を置き，あらかじめ管理者が指定するものとする」を「あらかじめ管理者が指定した代務者がその職務を代行する」に改める。

第 6 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(8) 発電所の起動及び停止操作に関すること。

第 1 1 条の見出しを「（電気工作物の運転等）」に改め，同条に次の 2 項を加える。

3 系統連系に係る電気工作物の運転，保守及び運用に当たつては，本学と電力需給契約を締結している電気事業者（以下「電気事業者」という。）と協調を図るとともに，緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。

4 発電所の運転を長期間停止した後その運転を再開する場合は，別表第 2 小出力発電所の項に定める基準による巡視，点検及び測定を行うものとする。

第 1 2 条第 1 項中「当該範囲の」の次に「発電及び」を加え，同条に次の 1 項を加える。

3 災害時の系統連系は，電気事業者と十分連絡をとり，保安が確認された場合を除いては，行わないものとする。

第 1 4 条中「東京電力株式会社」を「電気事業者」に改める。

第 1 6 条中「別に定めることができる」を「管理者が別に定める」に改め，同条を第 1 7 条とし，第 1 5 条中「受配電室」の次に「，発電所」を加え，同条を第 1 6 条とし，第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（発電所の位置等）

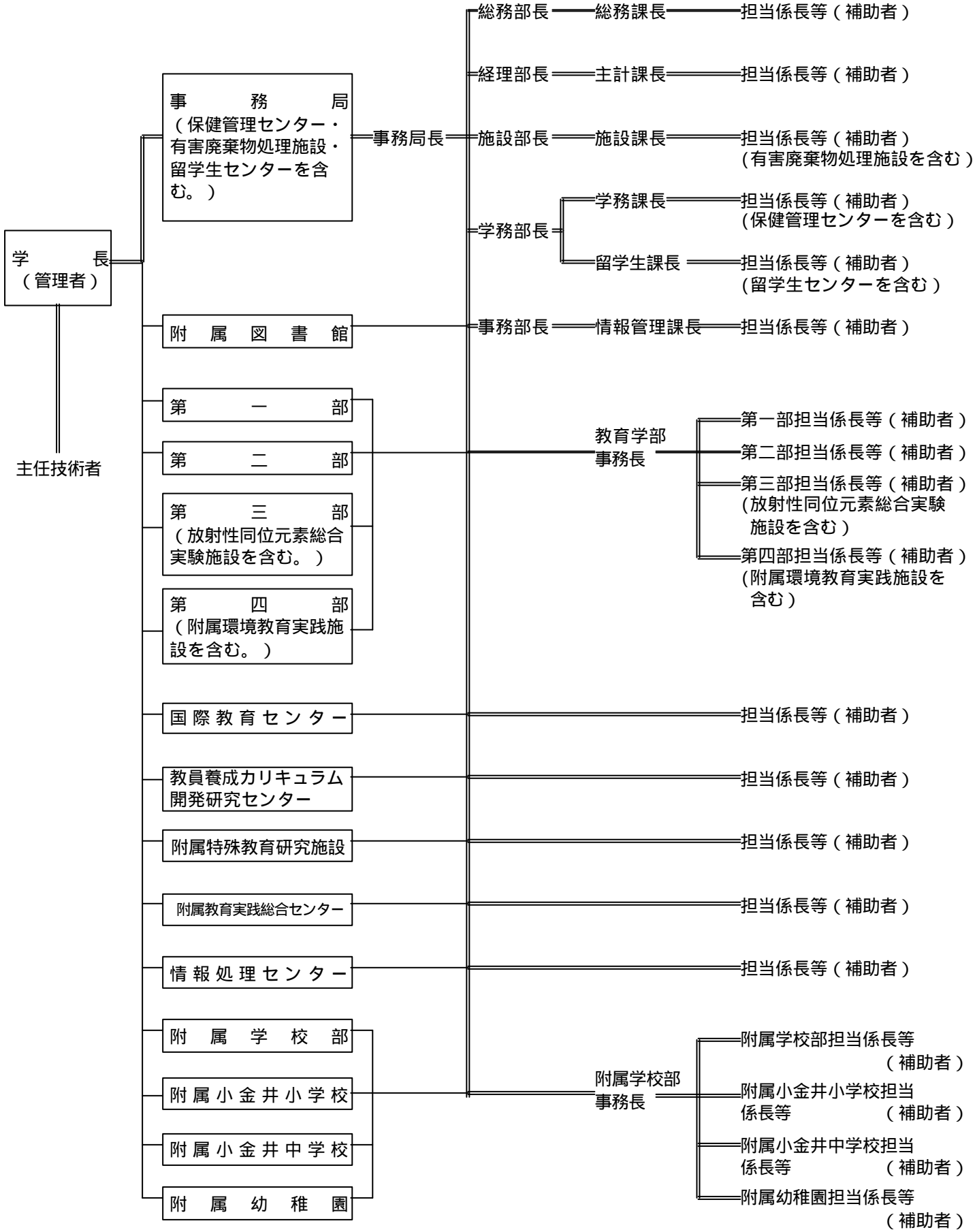
第 1 5 条 発電所の位置及び需要設備の構内の範囲は，別図のとおりとする。

2 発電所と需要設備の区分は，専用配線用しゃ断器の一次側とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1

組 織 構 成

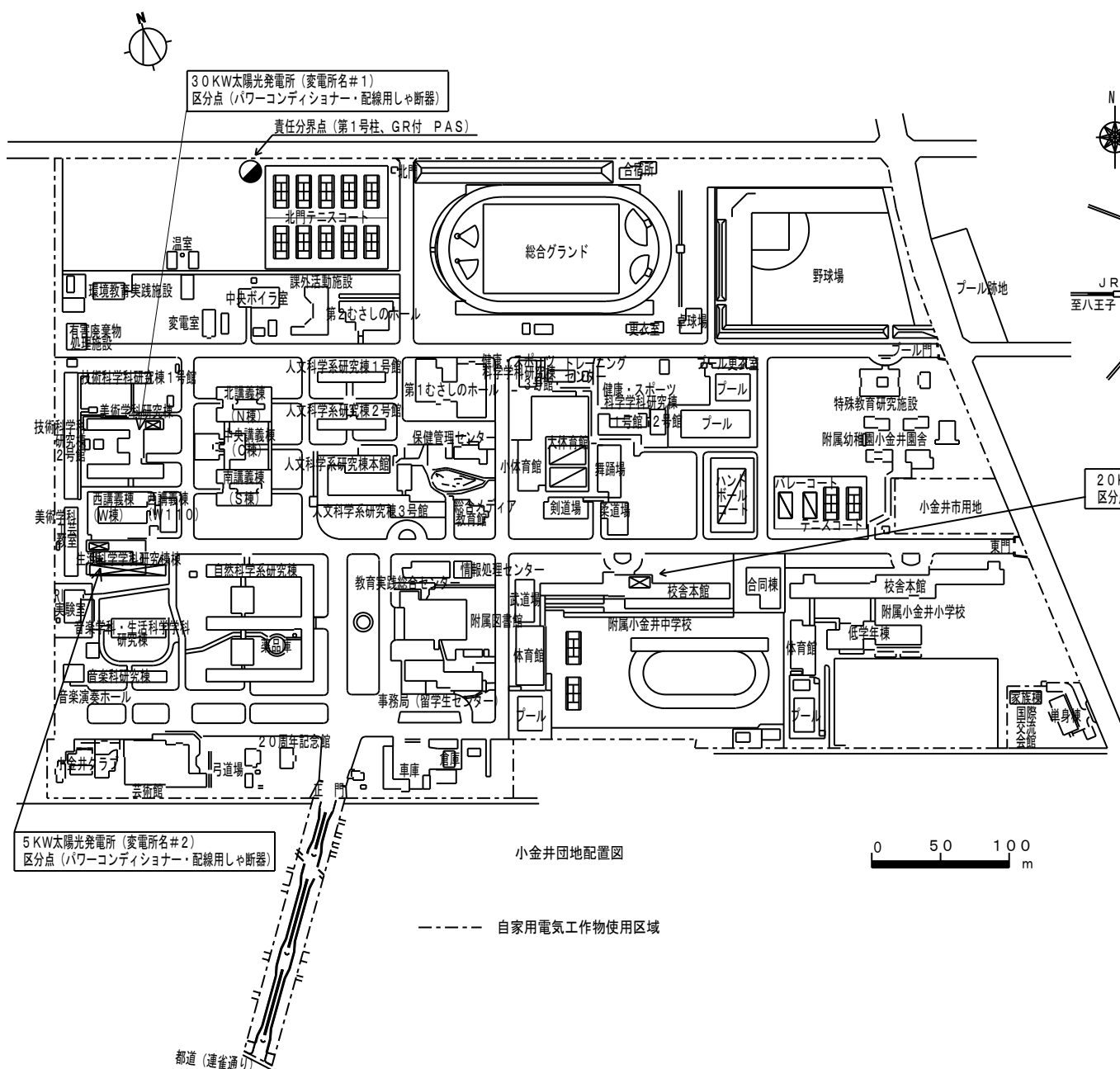


注(1) ——— 指揮命令・連絡系統を示す。
注(2) ——— 組織系統を示す。
注(3) 担当係長等は、国有財産補助監守者の指定を受けた者

別表第 2 負荷設備の項の次に次のように加える。

小出力発電所（太陽光発電所）	太陽電池アレイ	1	6 ヶ月	外観点検 本体 損傷，汚損，発錆等	1	1 年	外観点検 本体 損傷，汚損，発錆等	1	1 年	機関の調整 （必要に応じ）	1	1 年	絶縁抵抗測定 （必要に応じ）
		2	1 年								2	1 年	接地抵抗測定 （架台等） （必要に応じ）
	接続箱	1	6 ヶ月	外観点検 本体 損傷，汚損，発錆等 接続部のゆるみ	1	1 年	外観点検 本体 損傷，汚損，発錆等 接続部のゆるみ				1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1 年								2	1 年	放射温度計による温度測定 （必要に応じ）
	パワーコンディショナー （インバーター） （系統連系 保護装置等）	1	6 ヶ月	外観点検 本体 損傷，汚損，発錆等 接続部のゆるみ	1	1 年	外観点検 本体 損傷，汚損，発錆等 接続部のゆるみ				1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	6 ヶ月	その他 設置場所の環境表示 部の動作確認	2	1 年	その他 設置場所の環境				2	1 年	保護継電器等の 動作試験
	電路										1	1 年	絶縁抵抗測定

別表第 5 の次に次の 1 図を加える。



案内図

20KW太陽光発電所(変電所名#19)
区分点(パワーコンディショナー・配線用しゃ断器)

小金井団地配置図

— — — — 自家用電気工作物使用区域

A horizontal scale bar with markings at 0, 50, and 100 meters.

附 則

この規則は，平成14年 6 月26日から施行し，平成14年 4 月 1 日から適用する。

東京学芸大学電気工作物保安規則 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 （趣旨） 第1条 この規則は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。） <u>第74条第4項において準用する法第52条第1項の規定に基づき、東京学芸大学（以下「本学」といい、小金井団地に限る。以下同じ。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、必要な事項を定めるものとする。</u> 〔省略〕 （保安業務組織） 第3条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在並びに電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）を執行するための組織構成は、次の各号に定めるところによる。 (1) ～ (2) 〔省略〕 (3) 主任技術者が病気その他やむを得ない事由により職務の遂行ができないときは、<u>その職務を代行する者を置き、あらかじめ管理者が指定するものとする。</u> (4) 〔省略〕 〔省略〕 （主任技術者の職務） 第6条 主任技術者は、管理者を補佐し、次の各号に掲げる保安監督の業務を行うものとする。 (1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。 (2) 電気工作物の工事に関すること。 (3) 電気工作物の保守に関すること。 (4) 電気工作物の運転操作に関すること。 (5) 電気工作物の災害対策に関すること。 (6) 保安業務の記録に関すること。 (7) 保安用器材及び書類の整備に関すること。 2 主任技術者は、電気工作物の保安に関し、前項以外について管理者から意見又は実施を求められた場合には、自己の意見を具申することができるものとする。 〔省略〕	〔省略〕 （趣旨） 第1条 この規則は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。） <u>第42条第1項の規定に基づき、東京学芸大学（以下「本学」といい、小金井団地に限る。以下同じ。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、必要な事項を定めるものとする。</u> 〔省略〕 （保安業務組織） 第3条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在並びに電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）を執行するための組織構成は、次の各号に定めるところによる。 (1) ～ (2) 〔省略〕 (3) 主任技術者が病気その他やむを得ない事由により職務の遂行ができないときは、<u>あらかじめ管理者が指定した代務者がその職務を代行する。</u> (4) 〔省略〕 〔省略〕 （主任技術者の職務） 第6条 主任技術者は、管理者を補佐し、次の各号に掲げる保安監督の業務を行うものとする。 (1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。 (2) 電気工作物の工事に関すること。 (3) 電気工作物の保守に関すること。 (4) 電気工作物の運転操作に関すること。 (5) 電気工作物の災害対策に関すること。 (6) 保安業務の記録に関すること。 (7) 保安用器材及び書類の整備に関すること。 <u>(8) 発電所の起動及び停止操作に関すること。</u> 2 主任技術者は、電気工作物の保安に関し、前項以外について管理者から意見又は実施を求められた場合には、自己の意見を具申することができるものとする。 〔省略〕

(運転又は操作)

第11条 主任技術者は、電気工作物を安全確実に運転又は操作するため、次に掲げる事項について定めておかなければならない。

- (1) 平常時及び事故発生時における運転又は操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
 - (2) 受配電室及び電路等における監視
 - (3) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法
- 2 電気工作物の運転又は操作に当たっては、機器の性能及び取扱い方法を熟知し、常に安全確実に行わなければならない。

(防災体制)

第12条 主任技術者は、災害その他非常の場合においては、電気工作物に関する安全を確保するための必要な措置について、指導監督を行うとともに、危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

- 2 災害発生時における電気工作物に関する保安確保のための指揮監督は、主任技術者が行うものとする。

〔省略〕

(責任の分界点)

第14条 本学と東京電力株式会社間における保安上の責任分界点は、電力需給契約に基づく東京電力株式会社の架空引き込み線との接続点とする。

(危険の表示)

第15条 主任技術者は、受配電室その他高圧電気工作物が設置されている場所で危険のおそれがあるところには、注意を喚起する表示を設けなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定めることができる。

〔省略〕

(電気工作物の運転等)

第11条 主任技術者は、電気工作物を安全確実に運転又は操作するため、次に掲げる事項について定めておかなければならない。

- (1) 平常時及び事故発生時における運転又は操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
 - (2) 受配電室及び電路等における監視
 - (3) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法
- 2 電気工作物の運転又は操作に当たっては、機器の性能及び取扱い方法を熟知し、常に安全確実に行わなければならない。
- 3 系統連系に係る電気工作物の運転、保守及び運用に当たっては、本学と電力需給契約を締結している電気事業者（以下「電気事業者」という。）と協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。
- 4 発電所の運転を長期間停止した後その運転を再開する場合は、別表第2小出力発電所の項に定める基準による巡視、点検及び測定を行うものとする。

(防災体制)

第12条 主任技術者は、災害その他非常の場合においては、電気工作物に関する安全を確保するための必要な措置について、指導監督を行うとともに、危険と認められるときは、直ちに当該範囲の発電及び送電を停止することができる。

- 2 災害発生時における電気工作物に関する保安確保のための指揮監督は、主任技術者が行うものとする。
- 3 災害時の系統連系は、電気事業者と十分連絡をとり、保安が確認された場合を除いては、行わないものとする。

〔省略〕

(責任の分界点)

第14条 本学と電気事業者間における保安上の責任分界点は、電力需給契約に基づく電気事業者の架空引き込み線との接続点とする。

(発電所の位置等)

第15条 発電所の位置及び需要設備の構内の範囲は、別図のとおりとする。

2 発電所と需要設備の区分は、専用配線用しゃ断器の一次側とする。

(危険の表示)

第16条 主任技術者は、受配電室、発電所その他高圧電気工作物が設置されている場所で危険のおそれがあるところには、注意を喚起する表示を設けなければならない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

〔省略〕

別表第 1

〔別表省略〕

別表第 2

〔別表省略〕

〔省略〕

別表第 1

〔別表省略〕

別表第 2

〔別表省略〕

〔省略〕

別図

〔別図省略〕

附 則

この規則は、平成14年 6 月26日から施行し、平成14年 4 月 1 日から適用する。